

經濟地理学会 第19回大会案内

〔論題 地域政策における理念の転換〕

昭和47年4月29日

(土曜日・祝日)

於 慶応義塾大学経済学部三田校舎

經濟地理学会

事務局所在地 (郵便番号101)

東京都千代田区神田駿河台1-1

明治大学・大学院地理学研究室内

TEL. 東京(293)5811(内線429)

I 大会案内挨拶

各位

拝啓

陽春の候会員各位にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当学会第19回大会を、慶応義塾大学三田校舎において、次記プログラムにより開催致します。時節柄ご繁忙のことと存じますが、万障お繰り合わせの上ご光臨を賜わりたく、ご案内申し上げます。

敬 具

昭和47年4月10日

経 済 地 理 学 会

会 長 江 澤 讓 爾

〔お願い〕

お手数ですが、会場その他の準備のため、同封のハガキに「ご出欠予定」をご記入の上、また当日の総会にご欠席ご予定の方は「総会委任状」にご記入の上、折り返し **至急** ご投函下さいますようお願い申し上げます。

なお、この冊子は予備値少のため当日お忘れなくご持参下さい。

(事務局)

Ⅷ. 大会プログラム

1. 日時：昭和47年4月29日（土曜・祝日）

2. 会場：慶応義塾大学三田（西）校舎

3. 日程細目：

8:50 開場受付

9:10 開会の辞

9:10 ~ 11:30 シンポジウムの報告と討論

11:30 ~ 12:30 昼食（この間に別室で評議員会を開きます）

12:30 ~ 13:30 総会

13:30 ~ 14:30 シンポジウムの報告と討論

14:30 ~ 17:00 シンポジウムの総括討論

17:00 閉会の辞

17:30 ~ 19:00 懇親会（会費700円予定）

◎ 同封のハガキに出欠をご記入の上、また当日および当日の総会ご欠席の方は委任状にご記入の上、至急ご投函下さい。

◎ 昼食（大学付近のレストランなど）については当日くわしい資料をお渡し申し上げます。

Ⅳ. 論題：「地域政策における理念の転換」

◎ 座長団：佐藤元重氏（新潟大），山名伸作氏（大阪市大），朝野洋一氏（東大）

◎ 報告者と指定討論者

（ 9：10から11：30まで）

① 森 滝 健一郎 氏（明大）

「問題提起～昨年シンポジウムの座長として」

② 宮 坂 正 治 氏（信州大）

「地域政策における地域～現在の問題点を中心として」

㊦ 伊 藤 喜 栄 氏（金沢大）

③ 小 沢 辰 男 氏（武野大）

「地域政策における理念の転換」

㊦ 青 野 寿 彦 氏（都立大）または石 井 素 介 氏（明大）

（13：30から14：30まで）

④ 河 野 通 博 氏（岡山大）

「新全総における地域のとらえ方」

㊦ 田 中 紀 彦 氏（静岡大）

（14：30から17：00まで）

総 括 討 論

○ 安 藤 万 寿 男 氏（愛知大）

………主に宮坂氏の報告に対して

○ 佐 藤 哲 郎 氏（大阪産業大）～予定

………主に小沢氏の報告に対して

○ 長谷川 典 夫 氏（東北大）～予定

………主に河野氏の報告に対して

○ 当日の出席者全員の間で

………以上のすべてにかんして

なお、報告者の報告は各40分間、指定討論者のコメントは各10分間と致します。

V. 研究報告要旨

- 地域政策における地域～現在の問題点を中心として

宮坂 政治

(1) 地域政策における地域の概念

地域とは、複合的な構成要素の間にある統一的な機能が認められている領域である。

いま、地域政策を考える場合の地域は、一つは全国をある目的のもとにブロックに分け、それらに関連づけて均衡ある発展をなさしめようとする対象としての地域、つぎは、規模の如何にかかわらず、行政的地形的に規定せられたある生活共同体としての地域、最後はいわゆる「地方」の意味で、行政的社会的経済的にいわれる中央部あるいは大都市に対応するものとしての地域で、以上三つの概念として考えられる。厳密には、これらの概念を区別しながら地域政策を策定すべきであろうが、ここでは三つの概念を総合的に念頭において、現在の地域政策上の問題点を追究してみたいと思う。

(2) 地域政策における理念の転換

- ① 地域住民中心の政策：今日は戦前と異なり、全国平均あるいは大都市中心でなく、あくまで地域住民の福祉厚生を増大を目標とする地域政策に転換されている。しかし、事実、地域政策を方向づける国の基盤整備や産業経済の政策の現状をみると、必ずしも理想どおりには実行されていないように思われる。
- ② 自然の利用より保護保全へ：戦前は土地利用あるいは自然資源の最大限の活用方法を考えたの諸地方政策が策定された。しかし、最近では自然と人間との関係、自然の無秩序な利用、公害などを懸念して自然保護優先の政策が推進されている。自然の保護と利用あるいは開発との調和をはかった地方政策は事実不可能であろうか。たとえば自然の保護と過疎問題、自然の保護と地方の産業開発との関係は、具体的にいかなる政策を策定すべきかなどなかなか難しい。
- ③ 産業優先から人間中心へ：地方の開発といえは、それぞれの地域の特性を十分考えずに、直ちに産業、とくに工業開発が優先されていた。
たまたま工業に多く産業公害が発生するという事象や地域住民のある程度の所得水準向上からかと思われるが、産業優先の政策を控え、人々の福祉厚生増大の政策へと転換されてきたことは喜ばしい。

(3) 工場分散と地域の発展

- ① 公害企業の地方分散：大工業地域における大企業は、あまりにも公害が問題となったため、工場分散の形で、公害部門を地方に分散して、苦情処理をしているのではなかろうか。したがって、地方としては工場分散を受け入れる際、十分検討しなければならない。
- ② 工場分散と農業労働力不足：現在、農山村における兼業傾向は強い。これと平行して農山村への工場分散は女子労働の雇用の促進をしている。確かに所得増加による農家の生活合理化、農山村社会の近代化の実現には、この工場分散は一つの役割を果しているが、その反面農業への労働力は不足している。農業と工業との調和ある発展をめざす地域政策が是非考えられるべきである。

(4) 地域発展のための全国基盤整備の確立

交通・通信などの基盤整備が活発であるが、いずれかといえば全国的視野からの国民経済発展のために行なわれているように思われる。あくまで大都市と地方との間、地方相互間の連繋を密にするようなネットワークのもとに、いかにしたら地域の特性をますます発揮せしめるかを中心に考えて基盤整備を行なうべきである。

(5) 地域間の協力体制確立のための政策

一地域全体の開発はそれぞれ活発であるが、いまだ地域間の協力による地域開発政策は乏しい。今日、広域行政あるいは広域経済の政策が促進されつつあるだけに、地域間は協力しあって、より効果的な政策を策定してほしい。

○ 地域政策における理念の転換

小 沢 辰 男

(1) 「農工両全」・「都市と農村のつりあいのある発展」は可能か。

1950年の国土総合開発法 — 1960年の所得倍増計画と全国総合開発計画(1962)

の理念と実態 — 過密・過疎問題と公害の激化 — 新全国総合開発計画(1969)

(2) 新全国総合開発計画は果して理念を転換したといえるか。

1963年の「高密度経済社会への道」の示すもの — 集中のなかでの「分散」 — 巨大開発(11カ所の大型工業基地の候補) — 原子力発電所建設の意味 — 公害の全国化?

新ネットワーク形成の意味 — 広域市町村圏計画とコンピューター導入 — 道州制と中央集

権化体制の整備? — 過疎対策に役立つか — 環境保全の理念は実現するか

(3) 過密・過疎対策は都市と農村の対立・矛盾を解決するか。

1968年の都市政策大綱(自民党都市政策調査会) — 1968年の都市計画法 —
1968年の土地収用法改正 — 1969年の都市再開発法 — 民間大資本のデベロッパ
登場の意味 — 1970年の過疎対策法 — 広域市町村圏計画推進の意味

(4) 理念の転換の実現に必要な条件は何か。

- ① 互惠平等の平和貿易への転換 — 太平洋岸と日本海沿岸の発展 — 公害対策の実行 —
- ② 過疎対策の誠実な実行 — 農業の発展 — 適地適産とは何か。
- ③ 住民主体の「地域」づくり — 革新自治体の前進 — シビル・ミニマムの実現 — 都市
の生活環境の改善 — 農村の文化水準の向上

○ 新全国総合開発計画における「地域」のとりえ方について

河 野 通 博

拠点開発方式を戦導的手段とする旧全国総合開発計画をもってしては過疎・過密現象の深刻化を解決することができず、国民生活の快適性と安全性をそこね、経済の効率性を低下させるばかりでなく、自然と人間との間のあるべき「調和」をそこねるおそれがあると云う反省の上に立って、全面的な都市化の進行と来るべき情報化社会の出現に対応する総合的計画として、国土利用の硬直性を打破し、中枢管理機能の集積と物的流通の機構とを広域的に体系化する新ネットワークの建設により、開発可能性を日本列島全域に拡大するために樹立されたのが、新全国総合開発計画、略称「新全総」だそうである。

点と線の戦略が見事な敗北を喫したのはこれで2度目である。だからもっと緻密な網の目を全国的に張りめぐらし、土地と資源と労働力とを余すところなく有効に利用しようと言う接戦であるが、それだけに計画に盛り込まれている地域区分も旧全総のような過密地域、整備地域、開発地域などと言うラフなものではない。より精密かつ具体的なものとなっている。ただ新全総の中での地域の把握の仕方は一本化されているわけではなくて、まさに二元的であるようである。一つは Nodal region として地域をとらえようとする考え方であり、他は機能地域としてとらえようとするものであって、この両者は必ずしも整合しているとは言いきれない。

前者は日本列島をまず7ブロックに分け、各ブロックが更に多くの広域生活圏に細分され、各広域生活圏はまた多数の基礎集落によって構成されると言う階層地域的な把握の仕方である。

Nodal region である以上、これらの階層に応じて規模の異なる中核都市が設定されている。広域生活圏の核となる都市が地方中核都市であり、そのうち特に大規模な7大都市圏は各ブロックごとに1つ設定され、7大都市の各ブロックの核である。そして7大都市圏中最大の圏である首都圏の核たる東京は同時に国土全体の核＝管理中枢となっている。

これに対する機能地域的把握はいろいろな大規模開発プロジェクトに見られるもので、具体的には蓄産地、稲作基地、観光レクリエーション基地、原油輸入基地、原子力基地、工業基地などの形で、各ブロック別の開発基本構想の中に列挙されている。ではこの2種類の地域は計画全体の中でどう位置づけられているであろうか。新全総を通読してすぐわかることは産業開発の観点からするものが機能地域的な諸開発基地であって、これらはわが国土のはずれに位置していても全国管理中枢に直結しており、ブロックをこえた広域的な地区設定さえ見られる。これに対して階層地域的な把握の事は産業開発抜きで「社会的生活環境水準」を高めるための社会資本配置の面でのみとらえられている。そしてこれらの社会資本は広域生活圏のすみずみにまで配置されるのではなくて、まさにその核である地方中核都市に集積され、周辺地域の住民はモータリゼーションの時代にふさわしく、近代的交通機関（卒直に言えばマイカー）を使用してそこにおもむくことにより、養護学校、盲学校、ろう学校にはじまり、墓地、火葬場、結婚式場、ゴルフ場などを含む一覧表記載の諸施設の恩恵をうけることができるのである。そして、これらの施設の利益を享受できないような山間僻地の集落は移転統合されることになっている。つまり足か靴に合わないのは靴の作り方が悪いのではなくて、足の方が悪いのだと言う考え方である。こうして人間の方は父祖伝来の土地を捨てて一定のネットワークのわく内に吸収されることになるのだが、国土の方は動かすわけにゆかないので見すてられた土地が残されることになる。これが果して国土利用の硬直性を打破し、自然と人間との「調和」をもたらすことなのかどうかはまさに残された「課題」であろう。

ところで新全総の重点は産業開発にあるのか、または社会開発にあるのかと言えば、やはり主軸が産業開発にあることは「第3センター」や民間ディベロッパーまで動員しての資本投下ぶりからみて明白であろう。まさに大規模開発プロジェクト優先であり、社会資本の配置は第二義的位置づけしか与えられていない。それでは階層地域的な地域把握は全くの飾りものにすぎないであろうかと云えば決してそうではない。全国的管理中枢を握る管理者の側からすればそれはアメとしてではなくてムチとして、この70年代を乗り切るため必要な存在なのである。つまり、従来の市町村、府県と言った「地方自治」体の自治的機能を制限し、「公共」の目的に必要な国土の統轄と利用を実現する手段として広域市町村圏なり、ブロック＝道州制が必要とされるからである。そのような「ネットワーク」の中に組み込むためにこそ、上からの支配の拠点である「核」を中心とする地域の階層的再編成が必要とされているのだと考えられる。つまり一見二元的に見える地域把握はこう理解すれば何とか一元的に把握できるのではなからうか。

経済地理学会会則

第1条 (名称)

本会は、経済地理学会(The Japan Association of Economic Geographer)と称する。

第2条 (目的)

本会は、経済地理学にかんして、内外の研究者の交流・提携をはかり、理論および応用の分野における国際および国内の、経済地理的諸問題の研究を推進し、もつてわが国の経済と文化の発展に寄与することを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業をおこなう。

1. 研究報告会の開催

- (1) 毎年1回、全国大会を開く。ただし必要に応じて臨時の大会を開くことができる。
- (2) 原則として毎月1回、支部毎に月例研究会を開く。

2. 会誌「経済地理学年報」、 「経済地理学会ニュース」その他の刊行物の発行。

3. 講演会、見学会などの開催

4. 内外関連諸学会との交流・提携

5. 経済地理学関係情報、資料の整備

6. 委託調査研究の実施

7. その他本会の目的達成に必要な事業

第4条 (支部)

本会に、関東支部および関西支部をおく。ただし、当分の間、関東支部の会務は本部がおこなう。本会は、総会の決議により、適当の地に、あらたに支部を置くことができる。支部の運営については別にこれを定める。

第5条 (会員)

1. 本会の会員は、次の3種とする。

- (1) 普通会員
- (2) 賛助会員
- (3) 名誉会員

2. 普通会員は、本会の趣旨に賛同する経済地理学およびこれと関連する諸科学の研究者で、所定の会費を納入し、本会の活動に参加する者とする。

3. 賛助会員は、本会の目的事業に賛同し、所定の会費を納める法人・団体または特定の個人とする。

4. 名誉会員は、経済地理学ならびに本会に対し、特に貢献した者の中から、幹事会が推薦し、総会の承認を必要とする。

本学会は、昭和29年4月29日に設立されました。日本経済学会連合（加盟28学会）に加盟している全国学会です。

なお、初代会長は故佐藤弘氏（一橋大名誉教授）、二代会長は、故小原敬士氏（関東学院大・大学院教授、本年3月26日に香港において死去されました）、三代会長は現会長江沢謙爾氏（専修大）です。

〔事務局から〕

- 会員名簿は今秋作成しお送り致します。
- 経済地理学会年報の豪華合本（第11～15巻計9冊分）ができております。1万円です。ぜひお早めにお買い求め下さい。ご送金次第送料当方負担でお送り致します。なお、前の合本（第1～10巻計10冊分）は品切れになりました。また、各巻（12巻から年2冊刊行）分冊配布致します。勁草書房または事務局へお申込み下さい。大会当日も持参致します。
- 経済地理学会の健全な運営のために、会員各位の会費ご納入方のご協力を切にお願い申し上げます。
- 今年度大会にかんするお問い合わせは、
シンポジウムについては、奥田義雄（Tel 03～922～2961）へ、
会場については、高橋潤二郎（Tel 045～951～7931）へ、
その他については、梶幸雄（Tel 03～420～6937）へどうぞ。